

## 遺言書を作成したいとお考えの方へ

〒321-1272 栃木県日光市今市本町19番地2  
司法書士 福田滋一  
TEL 0288-21-5327 FAX 0288-21-5329

遺言をしたいとお考えの方へ、以下の事項をご参考にしてください。

1. 遺言には、次の三種類があります。  
①自筆証書遺言      ②公正証書遺言      ③秘密証書遺言
2. このうち、③の「秘密証書遺言」は、内容を誰にも知られたくない場合に作成しますが、一般的には①の「自筆証書遺言」か②の「公正証書遺言」の方式がよく用いられますので、この両者の比較をしながらご説明します。
3. **自筆証書遺言**  
遺言者が、その全文を自分で書きます。名前を書き、印を押すこと。作成日が特定できるように記載することも必要です。（法改正により、財産目録は自筆でなくてもよくなりました。）  
これだけで遺言ができてしまう…と簡単そうですが、法律上認められる内容でなければならないことはもちろんのこと、その文章を読んで幾通りにも解釈できるような内容だとかえって争いのもと、折角遺言書を作成しても使い物にならなかったなどということもあり得ます。それが分かるのは死んだ後…なんてことも稀ではないのです。  
最近では、「遺言書作成キット」なるものも市販されていますが、法律家の関与しない遺言書の作成は絶対にお勧めしません。  
これに加えて、この「自筆証書遺言」には、下記のとおり  
の重大な欠点があるのです（下記5.）。
4. **公正証書遺言**  
遺言書を公証人に作成してもらおう方法です。欠点は面倒なこと、公証役場まで出向く必要があります（公証人が出張もしてはくれますが、割高！）。公証人の作成費用もかかります。  
逆に利点としては、公証人という専門家に作成してもらえること、偽造・変造の虞がない、万一紛失しても再発行してもらえることなどです。
5. おすすめは「公正証書遺言」

上記3. で述べた「**自筆証書遺言**」の重大な欠点とは、遺言者の死後、家庭裁判所に『**検認**』の手続をとらなくてはならないこと。『**検認**』とは、遺言書の偽造・変造を防止する手続のことです。

家庭裁判所に遺言者の法定相続人全員を呼び出すこともします。このため、法定相続人が誰かが分かるように遺言者の名前の載った戸籍謄本や除籍謄本全てや、現住所に呼び出し状を送付するため法定相続人の住民票等を取得して、提出します。

この取得作業が困難な場合が多いのです。相続人間で話し合いが付きそうにないから遺言書を作成したはずなのに、相手に取ってもらえるはずがない。ましてや、裁判所で顔を合わせるのには絶対に避けたい…などのお気持ちはごもっともですが、『**検認**』のためには絶対必要です。

そして、「**公正証書遺言**」はこの『**検認**』が不要です。となれば、「**公正証書遺言**」で作成するのが最善と言えます。遺言者が作成するとき面倒なのか、遺された人が後々面倒なのか、良くお考え下さい。

6. 当事務所でのお手伝い  
「**公正証書遺言**」を作成するのに、何度も公証役場（一番近くても宇都宮）まで行くのは面倒だという人のために、当職がお膳立ていたします。  
公正証書遺言の作成は、公証人と遺言者が必ず面談をしなければならぬので、一度は出向く必要がありますが、これによってその一度で済みます。
7. 追加  
上記3. の「**自筆証書遺言**」には、令和2年7月から、『**法務局保管制度**』という選択肢ができました。  
これは、紛失や偽造の恐れが高いという欠点を補うため、法務局で保管してもらえます。よって上記家庭裁判所の『**検認**』が不要という長所があります。  
しかし、遺言者の死亡後に、相続人や受遺者が法務局に対して閲覧や証明書の発行を求めると、全相続人等に通知が行くこと、そして、このため法定相続人が誰かが分かるように、遺言者の名前の載った戸籍謄本や除籍謄本全てや、現住所に呼び出し状を送付するため法定相続人の住民票等を取得して、提出することは前記『**検認**』と同じです。  
相続関係が複雑だと、この取得の手間がかかり、費用が高額になることや、遺言から除外された相続人からの不平不満などが予想されるので、当事務所としては、やはり「**公正証書遺言**」が一番のおすすめです。